

固定資産税(家屋)の減額制度

対象	対象となる住宅の要件	減額される額	減額の期間	申告方法	添付書類
<p>住宅の省エネ改修</p> <p>令和4年4月1日以降に改修工事が完了した住宅</p> <p>※バリアフリー改修と同時適用可</p>	<p>次の1から5までの要件を満たす必要があります</p> <p>1 平成26年4月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く)</p> <p>2 併用住宅の場合居住部分の床面積が該当家屋の1/2以上</p> <p>3 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下</p> <p>4 改修工事の費用が60万円超(国または地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く)</p> <p>※改修工事の費用が50万円超であって太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超</p> <p>※省エネ改修に直接関係のない費用は含みません</p> <p>5 次の改修工事のうち、アまたはアを含む工事であり、それぞれが現行の省エネ基準に適合すること</p> <p>ア 窓の改修工事(必須)</p> <p>イ 床の断熱改修工事</p> <p>ウ 天井の断熱改修工事</p> <p>エ 壁の断熱改修工事</p>	<p>床面積120㎡分の固定資産税の1/3</p> <p>(長期優良住宅に該当する場合は2/3)</p>	<p>工事を完了した年の翌年1年度分</p>	<p>改修工事の完了後3カ月以内に資産税課に申告</p>	<p>1 住宅省エネ改修にかかる固定資産税の減額申告書</p> <p>2 現行の省エネ基準に適合した工事であることの証明書(建築士・指定確認検査機関等が発行します)</p> <p>【様式】増改築等工事証明書</p> <p>3 省エネ改修工事の領収書</p> <p>4 改修工事の前後の写真</p> <p>5 補助金等の交付がある場合は、その支給決定通知書等</p> <p>6 認定長期優良住宅については、長期優良住宅の認定書</p>
<p>バリアフリー改修</p> <p>※省エネ改修と同時適用可</p>	<p>次の1から6までの要件を満たす必要があります</p> <p>1 新築日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)</p> <p>2 居住部分の床面積が該当家屋の1/2以上</p> <p>3 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下</p> <p>4 以下のいずれかの方が居住していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方(改修工事完了の年に65歳になる方を含む) ・介護保険の要介護、要支援認定を受けている方 ・障がいのある方 <p>5 改修工事の費用が50万円超(国または地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く)</p> <p>6 ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良 ⑤手すりの取付け ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取替え ⑧床表面の滑り止め化 のいずれかの改修工事に該当すること</p>	<p>床面積100㎡分の固定資産税の1/3</p>	<p>工事を完了した年の翌年1年度分</p>	<p>改修工事の完了後3カ月以内に資産税課に申告</p>	<p>1 バリアフリー改修にかかる固定資産税の減額申告書</p> <p>2 工事に係る明細書の写し(建築士・指定確認検査機関等による証明で代替可)</p> <p>3 工事箇所の改修前→改修後の図面・写真</p> <p>4 領収書等の写し</p> <p>5 補助金・給付金等の関係書類の写し</p> <p>6 介護保険の被保険者証または障がい者手帳の写し</p>
<p>耐震改修工事</p>	<p>次の1から4までの要件を満たす必要があります</p> <p>1 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること</p> <p>2 併用住宅の場合居住部分の床面積が該当家屋の1/2以上</p> <p>3 建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合する改修であること</p> <p>4 改修工事の費用が50万円超</p> <p>※耐震改修に直接関係のない費用は含みません</p>	<p>床面積120㎡分の固定資産税の1/2</p> <p>(長期優良住宅に該当する場合は2/3)</p>	<p>工事を完了した年の翌年1年度分</p>	<p>改修工事の完了後3カ月以内に資産税課に申告</p>	<p>1 耐震基準適合住宅にかかる固定資産税の減額申告書</p> <p>2 固定資産税減額証明書(建築士・指定確認検査機関等が発行)または住宅性能証明書(耐震等級1から3に限る)</p> <p>3 耐震改修工事の領収書</p> <p>4 認定長期優良住宅については、長期優良住宅の認定書</p>

固定資産税(家屋)の減額制度

<p>要安全確認計画記載建築物等の耐震改修工事</p>	<p>1 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する建物 ・要安全確認計画記載建築物 ・要緊急安全確認大規模建築物 2 上記のうち国の補助を受けて行われている建物</p>	<p>固定資産税の1/2 (耐震改修工事費の2.5%が限度)</p>	<p>工事を完了した年の翌年2年度分</p>	<p>改修工事の完了後3カ月以内に資産税課に申告</p>	<p>1 耐震基準適合住宅にかかる固定資産税の減額申告書 2 固定資産税減額証明書(建築士・指定確認検査機関等が発行)または住宅性能証明書(耐震等級1から3に限る) 3 耐震改修工事の領収書 4 国の補助に係る補助金確定通知書の写し</p>
<p>長期優良住宅</p>	<p>1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅 2 専用住宅または併用住宅であること(併用住宅については、住居部分の割合が1/2以上) 3 居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下であること</p>	<p>床面積120㎡分の固定資産税の1/2</p>	<p>一般住宅は新築後5年度分 3階建て以上の中高層耐火住宅等は新築後7年度分</p>	<p>完成後、翌年1月31日までに資産税課に申告</p>	<p>1 長期優良住宅にかかる固定資産税の減額申告書 2 長期優良住宅認定通知書</p>
<p>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</p>	<p>1 主要構造部が(準)耐火構造であること 2 国または地方公共団体から補助金を受けていること 3 サービス付き高齢者住宅として登録されていること 4 1戸あたり床面積(共有部分含む)が30㎡以上160㎡以下で、10戸以上であること 5 居住部分の割合が延床面積の1/2以上であること</p>	<p>床面積120㎡分の固定資産税の2/3</p>	<p>新築後5年度分</p>	<p>完成後、翌年1月31日までに資産税課に申告</p>	<p>1 サービス付き高齢者向け住宅減額申告書 2 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた旨を証する書類 3 国または地方公共団体から高齢者居住安定化緊急促進事業費に係る補助またはサービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に掛かる補助を受けている旨を証する書類</p>